

## 世界人権宣言と人権週間

12月4日(水)～10日(火)は  
人権週間です

## 「世界人権宣言」について

20世紀に起きた二つの世界大戦では、6千万人を超える多くの人命が奪われ、人権が踏みにじられるような出来事も多く発生しました。その反省から「戦争は最大の人権侵害である」という考え方が普遍的なものとなりました。

人権を守ることは世界平和にもつながるという考えから、1948(昭和23)年12月10日、第3回国際連合総会で世界人権宣言が採択されました。

この宣言は、「あらゆる人と国が達成すべき共通の基準」として前文と30条の条文から構成されています。

ここでは、詩人谷川俊太郎さんによる、わかりやすい日本語訳の一部を紹介します。

## 第1条 みんな仲間だ

「わたしたちはみな、生まれながらにして自由です。ひとりひとりがかけがえのない人間であり、その値打ちも同じです。だからたがいによく考え、助けあわねばなりません。」

## 第2条 差別はいやだ

「わたしたちはみな、意見の違いや、生まれ、男、女、宗教、人種、ことば、皮膚の色の違いによって差別されるべきではありません。また、どんな国に生きていようと、その権利にかわりはありません。」

\*条文訳：谷川俊太郎／アムネスティ・インターナショナル日本

世界人権宣言  
条文

## 「人権週間」って？

世界人権宣言が採択された2年後の1950(昭和25)年に、国連は12月10日を「人権デー(Human Rights Day)」と決めました。

日本では、毎年12月10日を最終日とする1週間(12月4日～12月10日)を「人権週間」としています。この期間中には、全国で人権問題についての関心を高め理解を深めてもらうための様々な啓発活動が行われています。飯塚市も12月に啓発冊子「人権いいづか」を全戸配布する予定です。

この機会に、皆さんも身近にある「人権」の大切さについて考えてみませんか？



## 人権相談事業 偏見や差別は許されません。困り事があれば相談を！

部落差別問題をはじめとする

さまざまな人権問題に関する相談をお受けします。

(相談無料・秘密厳守・出張可能)

【人権相談員などによる「人権相談」】

【弁護士による「法律相談」】

◆申込み：人権・同和政策課(☎0948-43-4764)

## 「人権相談」窓口

平日	本庁4階 人権・同和政策課	8時半～17時15分
毎月第1・3木曜日	筑穂人権啓発センター	10時～12時
	穂波人権啓発センター	14時～16時
毎月第2・4月曜日	庄内交流センター 別館	10時～12時
	額田交流センター	14時～16時

みんなの人権 110番：☎0570-003-110

子どもの人権 110番：☎0120-007-110

女性の人権ホットライン：☎0570-070-810

インターネットでも相談を受け付けています。  
詳細はホームページからご覧いただけます。

